役立つ法律情報+生活情報をお届け

平成 25 年 3 月 1 日 | Vol. 6 | 発行元 札幌リブレ行政書士法務事務所

― 海外ぶらり１人旅大好き行政書士

札幌リブレ代表の安田大祐がお送りする―

リブレ速報 focus

『↑札幌リブレ代表の安田です。（プロフィールはページ最後に！）』

行政書士として法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。

BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ～自由を象り 人生を豊かに～

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-769-0790
info@sapporo-libre.com

お役立ち法律ニュース 今月の特集！

1． 高齢者の財産管理は誰が？ 成年後見と委任契約

【高齢者や介護事業所様からのご相談】

当事務所は、一般的に行政書士が扱うとされている、役所に提出するような書類の作成・代理申請や、役所が絡まなくても各種契約書や相続時の戸籍調査など、個人や法人の権利や義務に関する書類の作成や事実証明に関する書類の作成と、それに付帯するコンサルティングを業務として行っておりますが、その中でも特に力を入れているのは、介護事業者の開業支援や運営に関するアフターサポートやコンサルティング業務になります。そういった関係で、取引先にはデイサービスや訪問介護などをはじめとする介護事業者や、介護施設を運営する医療法人が多かったりするのですが、そういう理由で高齢者の方の問題についてご相談をいただくということがぼちぼちあります。そのように、介護関係者やご家族の中に高齢者がいる方などから関心の高い、高齢者の財産管理について、今回はお話させていただきたいと思います。

【高齢者の財産管理の方法】

ご本人様の状態により、全く財産管理ができない状態であったり、財産管理はとりあえずできているけれど不安だから誰か信頼できる人に預けたいというようなご希望を持っておられる方の声もお聞きしますので、一口に財産管理と言っても、その背景は様々であるのです。それでは、状態に応じて、どのような財産管理の手段があるのでしょうか。

財産管理委任契約…成年後見とは違い、民法に規定のある「委任契約」なので、基本的には頼む人（委任者）と頼まれる人（受任者）の中で条件を決めて、財産の管理をお願いする契約です。契約と同時に管理をお願いすることができます。
→任意後見契約をしたが、元気なうちから財産管理をお願いしたい場合など

任意後見（成年後見）…認知能力の低下前に、事前に信頼できる人を指定しておいて、能力低下後に裁判所に申し立てることによって、任意後見監督人の任命による任意後見人の不正をチェック体制管理の下、任意後見人が財産管理を行う方法です。
→将来的に財産管理をお願いしたいが、管理する人はあらかじめ信頼できる人に決めておきたい場合など

法定後見（成年後見）…既に認知能力が低下している場合には、家庭裁判所に申し立てることによって、選任された成年後見人が財産管理にあたります。→本人の意思がはっきりしていなくて財産管理についてどうしたら良いか困っている場合など

【こんなときは「札幌リブレ行政書士法務事務所」にお任せ下さい！】

高齢者の財産管理や相続・遺言書などについても、お気軽にお問い合わせくださいませ。お問い合わせは当事務所（011-769-0790）まで！

事務所ニュース

2. 行政書士・安田のウフフな日々 カップラーメンとハンバーガー

最近、やたらとカップラーメンとかハンバーガーとか、極めてジャンクなフードを食べることが多いのですが、なんかそういったものを食べすぎると、決まって体調が悪くなるような気がします。（だったらやめなさいという話ですが…笑）そうはわかっていてもなんだか無性に食べたくなってしまう時があるのだから、困ったものです。日中も、事務所にいるときはずっとコーヒーを飲み続けていますので、いよいよ体が SOS を出している感があります。そのせいか、特に意識をしているわけではないのですが、夜にはサラダがとてもおいしく感じます。栄養バランスを取るためのオート機能が、人体には備わっているのだなと、ふと感じてしまいますね。

って、そんなこと言いながらも今日のお昼はハンバーガー4 個食べて、今はコーヒーを飲みながらこのリブレ速報を書いています。人間ってば、とってもアンビバレントな生き物であります。（2 号連続の食べ物ネタでした）

なんちゃってニュース

3. 今日から雑学王 ～男子も気になる「ひな祭り」～

「桃の節句」だなんて、なんてまぁ女子的な響きなことでしょう。私の家庭では、兄弟全員男だったので、基本的にはひな祭りという文化が我が家にはありませんでした。そういうこともあって、あまり興味を持ったことがなかったのですが、男子ばかりのご家庭では、同じような方が多いのではないでしょうか？今日は、そんな女子のためのイベント「ひな祭り」に関するトリビアを、少しだけ覗いてみましょう。そうすれば、男子でも楽しめるひな祭りになるかもしれません！

①もともとは、貴族の一気飲み大会だった！？

ひな祭りの発祥は中国で、毎年３月３日になると、庭園に小さな川をつくり、上流から流される杯が自分の前を通りすぎてしまう前にオリジナルの詩歌をつくり、流れに浮かぶ杯を取りそれを飲み干すという何とも優雅な遊びだったという説があります。
しかしまぁ、杯が川を通りすぎる前にって結構なハードモードですよね。

②ハマグリは結婚相手と結ばれるため

ひな祭りには、ひなあられを食べたり甘酒を飲む習慣がありますが、忘れてはならないのがハマグリです。なぜハマグリなのかというと、２枚貝は対になっている貝殻同士しか閉じたときの形がフィットしないようで、転じて相性の良い結婚相手と仲良く過ごせるようにという願いが込められるようになったそうです。

③ひな人形を出しっぱなしでも婚期が遅れない裏ワザ

ひな人形はいつまでも出しっぱなしにしておくと、子供（娘）の婚期が遅れるとよく言われています。ですが、現実問題、忙しくて片付けのための時間をとれないときは、ひな人形を後ろ向きにして「ただ今、お出かけ中」「今はお休み中」などと解釈させる方法があるようです。なんだかズルい方法ですね。

発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所　TEL：011-769-0790

札幌リブレ行政書士法務事務所について

【いつもあなたのコンシェルジュ】011-769-0790　info@sapporo-libre.com

【事務所データ】
住所：〒060-0806
北海道札幌市北区北６条西６丁目
２番地 24 第２山崎ビル 7F
電話：011-769-0790
携帯：080-7028-5157（代表直通）
メール：info@sapporo-libre.com
HP：http://www.sapporo-libre.com　札幌リブレ　検索

【取扱業務】
＜注力業務＞
▼介護事業所の経営をとことんサポート…
・介護事業開業支援（会社設立、事業所指定申請など）
・介護事業運営支援（稼働率アップ、実地指導対策など）
▼年をとると避けられない問題のサポート…
・高齢化社会支援（相続支援、遺言書支援、成年後見支援など）
＜取り扱い業務＞
▼起業をするなら・お店を開くなら…
・会社設立（株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人など）
・許認可申請（飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など）
▼会社運営を法的手続き面でサポート…
・企業法務（契約書作成、定款変更、議事録作成など）
▼身の周りの法的手続きのサポーート…
・自動車関係（車庫証明、ナンバー変更登録、名義変更など）
・民事法務（離婚協議書作成、エステ中途解約サポートなど）

【代表プロフィール】

■自己紹介
行政書士　安田大祐
（やすだだいすけ）
生年月日：1986 年５月１日
おうし座
血液型：A 型
資格：行政書士
出身：札幌市 南区 真駒内 生まれ
札幌市 東区 東苗穂 育ちの札幌っ子
（なので、札幌を明るくするための力になりたいのです）
趣味①：ギターと歌の音楽活動
（路上ライブ・BAR ライブ）
趣味②：生涯現役★海外バックパッカー
（ノープラン旅行・旅本出版企画）

■略歴
・札幌開成高等学校卒業
・北海道大学教育学部卒業
・札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務
（介護事業、精神科病院を運営）
・上記医療法人を退職後、
札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
・介護分野や相続、遺言書、任意後見など高齢化社会分野への支援や未来へ向かって頑張る人の起業・開業支援を軸に業務展開